

第 191 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 11 月 25 日(水) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 20 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
17 番 勝 部 定 次	18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 巳	23 番 和 久 利 健	24 番 高 橋 正 敏
25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男	27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修
29 番 藤 原 功	30 番 小 池 誠	31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美
35 番 松 原 康 夫	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員 (3名)

33番 安部委員 34番 卜藏委員 36番 岩田委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

報告第 2 号 農用地の形状変更に関する届出について

議案第 1 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下段面積（別断面
積）」の設定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地利用集積計画の承認について（所有権の移転）

議案第 7 号 農地利用集積計画の承認について（利用権の設定）

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第191回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席者は18名全員でございますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 石原委員、12番 松原委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 報告第1号から議案第7号まで、順次行います。 報告第1号、農地の合意解約に関する届け出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積901㎡他で計3,322㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年10月26日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年10月1日。解約の理由、賃借人の都合により。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,519㎡他で計4,603㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月2日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年10月21日。解約の理由、令和2年9月24日付けで農地法第3条の所有権移転が許可されたため。 番号3、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,844㎡他で計3,204㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月13日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年11月12日。解約の理由、所有権を移転したため。 番号4、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,969㎡他で計6,768㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月6日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年11月6日。解約の理由、農地所有者が当該農地を2か年計画で形状変更するため。 番号5、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,969㎡他で計6,768㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和2年11月6日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年11月6日。解約の理由、賃貸人が当該農地を2か年計画で形状変更するため。番号4と番号5は、転貸となっております。 番号6、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,365㎡他で計5,335㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月4日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年10月26日。解約の理由、他者に貸し付けるため。 番号7、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,365㎡他で計5,335㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和2年11月4日。解約成立日・土地引渡時期、

事務局	いずれも令和2年10月26日。解約の理由、他者に貸し付けるため。番号6と番号7は、転貸となっております。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。次、報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,969㎡他で計6,768㎡。届出者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。形状変更の理由、大型農作業用機械導入に伴い、圃場区画面積が狭く作業効率が悪いいため形状拡大を図りたい。工事の計画は、令和2年11月26日から令和5年3月31日まで。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/畑、現況/原野。面積1,116㎡他で計1,315㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、永年耕作せず原野となっているため。申請地は□□□□地区■■■■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、8月総会に同じ所有者の非農地証明交付申請の承認を提出しましたが、その際の7月28日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しております。現地は、永年耕作されておらず、原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	41番足立が補足説明させていただきます。現地は、□□□□地区■■■■集落地内、○○○〇さんの自宅近郊2筆でございます。7月28日に調査いたしましたところ、原野化しておりましたことを確認しましたので、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下段面積(別断面積)」の設定について上程いたします。事務局説明してください。

事務局	議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年11月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに、畑または田。面積367㎡他で計2,708㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。現地につきましては、10月17日に地区担当の農業委員・推進委員さんと確認しました。住宅に隣接した農地のほか、同じく■■■■自治会地内で、住宅から約100mの距離にある農地も含め、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	番号1について31番山田が補足説明させていただきます。今回の農地は、■■■■地内に位置します。町道沿いの農地です。今回申請があり10月17に現地を確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は101㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は228.6aです。対価につきましては総額7万7千円、1㎡あたり762.4円です。 番号2、農地の所在、□□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,844㎡他で計3,204㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は78.7aです。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1について27番若月が補足説明させていただきます。現地は、□□□□、町道沿いの農地です。譲渡人譲受人ともに農業に熱心な方でございます。このたび譲与の合意がなされるということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号2について35番松原が補足説明させていただきます。場所につきましては、■■■■■地内でございまして、□□□□に農地が3筆ございます。先ほどの報告第1号で、合意解約がされた農地です。これを△△△△さんが求められまして、対価については無償ということで移転がなされています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積9㎡。申請人氏名 ○○ ○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的、墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり管理が困難なので申請地に移設したい。除地については、平成17年11月4日に県の同意を得て公告されています。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積38㎡。申請人氏名 ○ ○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的、露天資材置場。施設等、資材置場。転用理由は、居宅物置場が手狭になり資材置場を増やすため。除地の関係につきましては、農業振興地域外となっております。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積544㎡他で計553㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的、倉庫等。施設等、倉庫。転用理由

事務局	は、農機具置き場や作業場所として倉庫を建築するため。追認です。顛末書を読みます。除地については、令和元年9月9日に県の同意を得て公告されています。 番号1と番号3につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号2につきましては、農業振興地域外であることから、第3種農地と判断し、農地転用許可基準でいうところの立地基準の観点からは許可と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。30番小池委員。
30番	番号1について30番小池が補足説明させていただきます。今は□□□□にお墓がありまして、毎年草刈等されて維持されているのですが、お墓参りがしんどいのと、遠くから来る親戚さんも足腰が悪いため、街の中ですが、家の後ろの畑の一部に移動したいということでした。移動に関しまして、周りの家の方々には、許可を得て、理解していただいていますので、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号2について35番松原が補足説明させていただきます。○○○○さんにつきましては■■■■自治会でございます。場所でございますが、■■■■に墓地がございます。一番下側の方になります。そこに○○○○さんの墓地もありますし、その横にこの農地がございます。これを資材置き場ということで、申請が出ているところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。
43番	番号3について43番原田が補足説明させていただきます。こちらの方は□□□□で、いま自宅があるところに、別にまた新たに住居をつくりまして、以前から使っていた倉庫も古くなりまして、今

43番	回、作業効率をはかるために新設したいということでしょうかっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,654㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的、一般個人住宅。施設等、住宅・工場。転用理由、□□□□防災安全交付金(総合流域防災)事業に伴う移転要請のため、住宅・工場を建築するものである。除地の関係につきましては、農業振興地域外となっております。対価につきましては、1平米あたり483.7円です。 農業振興地域外であることから、第3種農地と判断し、農地転用許可基準でいうところの立地基準の観点からは許可と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。37番若槻委員。
37番	番号1について37番若槻が補足説明させていただきます。□□□□地区■●■●■●地内■●■●■●改修に伴う、○○○○さんの移転要請のためです。場所は□□□□付近です。周辺に若干の農地と用水路が残るわけですがございますけれども、建設課を含めまして、関係者で十分な協議がなされております。問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第6号、農地利用集積計画の承認について(所有権の移転)を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 554㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。所有権の移転を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、766, 200円です。移転の時期 令和2年11月25日。支払方法、口座振込。支払期限、令和2年12月30日。 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員は本日欠席でございますので、14番藤原委員。
14番	番号1について14番藤原が補足説明させていただきます。この農地は□□□□地区■■■■■地内にありまして、■■■■■に○○○○さん宅があります。その家から上の、2つ目の田圃になっています。現在も耕作がされておりますが、○○○○さんが耕作困難ということで、所有権移転ということで、公益財団法人しまね農業振興公社に移転をするという案件でございます。新規ではございますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 この後、公益財団法人しまね農業振興公社から安部委員さんの方へ移動がかかるということです。よろしくお願いいたします。 次、議案第7号、農地利用集積計画の承認について（利用権の設定）を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 452㎡他で合計3, 057㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 058㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ◇◇◇◇、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積3, 359㎡他で合計10, 912㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番、

事務局	経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり6千円です。 番号4、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,519㎡他で計4,603㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米45kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,236㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号6、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,005㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は140.8aです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号7、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,130㎡他で計1,300㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は165.9aです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額1万円です。 番号8、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,825㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は375.1aです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万2千円です。 番号9、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,567㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は162.4aです。利用目的は田、期間は2年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号10、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,489㎡他で計5,241㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万3千円です。 番号11、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,206㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号12、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,378㎡他で計5,118㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、1
-----	--

事務局	0aあたり玄米30kgです。 番号13、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,543㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号14、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,017㎡他で計4,078㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第7号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。22番藤原委員。
22番	番号1について22番藤原が補足説明させていただきます。場所は□□□□です。○○○○さんは■ ■ ■ ■の方におられますので、○○○○さんの田圃2つを、隣の△△△△さんが再設定をされるということで確認をしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号1について承認することに決しました。 次、議案第7号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。22番藤原委員。
22番	番号2について22番藤原が補足説明させていただきます。番号1のところで説明いたしました、○○○○さんの田圃が3筆ありまして、番号1については、そのうち2筆をいままで通り△△△△さんに出されるということでした。△△△△さんの都合でもう1筆が再設定できないということで、それを◇◇◇◇に受け手になっていただくということでございます。ちょうど、◇◇◇◇は、その田圃の隣の田圃を受け手としてやっていただいておりますので、よろしかろうと思います。確認もしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第7号番号2について承認することに決しました。 次、議案第7号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号3について8番内田が補足説明させていただきます。現地につきましては、□□□□の■ ■■■■自治会というところでございます。■■■■の田圃でございます。いままでも△△△△さん は○○○○さんの田圃を耕作しておられまして、今回再設定ということで、きちんと田圃の方も管 理されておりますので、何ら問題ないとおもいますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたしま す。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号3について承認することに決しました。 次、議案第7号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。
28番	番号4について28番藤原が補足説明させていただきます。この案件でございますが、今日の報 告第1号番号2で△△△△から○○○○さんへ戻されて、9月の総会時、□□□□さんに移転し た農地です。いままでも△△△△で作っておられまして、引き続きお願いするということです。新規 ではございますが、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号4について承認することに決しました。 次、議案第7号番号5から番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原 委員。
28番	28番藤原が補足説明させていただきます。先に番号6について、今年の作付けまでは別の方 が作っておられましたが、任期になり更新の方がなされないということでした。□□□□に△△△ △さんの自宅がありますが、番号5で△△△△さんがいま作っておられるのはその真ん前の田圃 でございまして、その続きの田圃を番号6で新規に作るということでございます。何ら問題ないと思 いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号5から番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号5から番号6について承認することに決しました。 次、議案第7号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号7について29番藤原が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん宅は□□□□地区■ ■■■自治会、集会所の横にあります。現地は自宅前約400mのところにある田圃です。〇〇〇 〇さんは高齢になり、●●●●なことで、今回、耕作地の一部を△△△△さんに委託するというよ うな流れでございます。△△△△さんは推進委員さんであり、同じ自治会内で、自宅からも1km以 内の場所だということで、何ら問題がないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたし ます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号7について承認することに決しました。 次、議案第7号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。14番藤原委員。
14番	番号8について14番藤原が補足説明させていただきます。この農地は■■■■地内にありまし て、□□□□にある田圃でございます。〇〇〇〇さんは、その圃場から200mくらい下がった奥出 雲町▲▲▲▲地内に自宅がありまして、その同じ自治会であります農業委員の△△△△さんに今 回作ってもらおうという案件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号8について承認することに決しました。 次、議案第7号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。38番堀尾委員。
38番	番号9について38番堀尾が補足説明させていただきます。先日現地を確認に行きました。□□ □□にある農地です。利用権設定している〇〇〇〇さんは高齢で、足を不自由にされており、今 回、農業委員でもある△△△△さんに耕作してほしいということです。この農地は、△△△△さん 所有で耕作されている田圃と隣り合っております。△△△△さんは、他の利用権設定を受けられた 農地も耕作・管理されておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いい たします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号9について承認することに決しました。 次、議案第7号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。40番石原委員。
40番	番号10について40番石原が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんの田圃でございますが、■■■■に2枚ございます。また、□□□□にまた2枚ございます。△△△△さんは非常に熱心に農業に取り組んでおられる方でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第7号番号10について承認することに決しました。 次、議案第7号番号11から番号14について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号11から番号14について41番足立が補足説明させていただきます。所有者は〇〇〇〇さんでございます。現地は□□□□自治会■■■■集落地内でございます。受け手は皆さん同じ集落あるいは近郊の方でございますが、■■■■集落地内で営農をされている方です。いずれも再設定ということでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第7号番号11から番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第7号番号11～番号14について承認することに決しました。 次に、その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○農地機構だより第25号が届いています。ご覧ください。 以上です。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は12月23日(水)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 12番 ⑩